

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月22日

島根県知事 丸山 達也 殿



提出者

住 所 島根県出雲市斐川町沖洲1080

氏 名 株式会社 フクダ

代表取締役 福田 弘道

電話番号 0853-72-0201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 フクダ
事業場の所在地	島根県出雲市斐川町沖洲1080
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	49.2億
③従業員数	116人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事 がれき類(コンクリート塊) → 再生処理事業者に委託し、再生砕石として再資源化する。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項											
(管理体制図) ○ 責任者及び管理組織表 <table><tr><td>統括責任者</td><td>本社</td><td>営業</td><td>廃棄物処理方針の対策等 廃棄物処理許可講習の受講 ISOの環境方針に基づいた社内教育</td></tr><tr><td>責任者</td><td>本社</td><td>管理部長 本社 建築部長</td><td>廃棄物の分別・保管状況の把握</td></tr></table>				統括責任者	本社	営業	廃棄物処理方針の対策等 廃棄物処理許可講習の受講 ISOの環境方針に基づいた社内教育	責任者	本社	管理部長 本社 建築部長	廃棄物の分別・保管状況の把握
統括責任者	本社	営業	廃棄物処理方針の対策等 廃棄物処理許可講習の受講 ISOの環境方針に基づいた社内教育								
責任者	本社	管理部長 本社 建築部長	廃棄物の分別・保管状況の把握								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			【別紙資料参照】								
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】										
	産業廃棄物の種類										
	排出量										
	(これまでに実施した取組) ISO14000の環境方針に基づき、環境負荷低減の取組み 1) 設計段階での住宅・倉庫・工場等のシステム化 2) 型枠材の再利用回数を増やす										
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類										
	排出量										
	(今後実施する予定の取組) ISO14000の環境方針に基づき、環境負荷低減の取組み 設計段階でのシステム化により工場生産が可能になり、施工上排出物の抑制に繋がる。型枠の再利用も引続き実行に移します。										
産業廃棄物の分別に関する事項											
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特定建設資材については分別解体を実施し資材の再利用に努めます。										
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を実施予定										

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特に行っていない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施例なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施例なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施例なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【別紙資料参照】

① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産廃廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙資料】令和5年度実施状況

産業廃棄物の種類①排出量	⑩ = ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩ = ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮										⑪優良形処理業者への処理委託量(t)	⑫その他の処理業者への処理委託量(t)	⑬焼回成施設業者以外の 焼回業者への処理委託量 (t)	⑭焼回成施設業者 への処理委託量(t)	⑮優良形処理業者 への処理委託量(t)
	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量 (t)	④自ら中間処理 した量 (t)	⑤自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した 量 (t)	⑧自ら中間処理 した後の再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理 した後の再生利用 した量 (t)	⑩直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 (t)	⑪優良形処理業者 への処理委託量(t)					
1 がいき類	2,342.58								2,342.58			0.00			252.28
2 汚泥	362.71								362.71			362.71			70.00
3 廃プラスチック	33.56								33.56			33.56			30.86
4 紙くず	0.06								0.06			0.00			0.00
5 木くず	3,660.47								3,660.47			0.00			1.93
6 繊維くず	0.31								0.31			0.31			0.31
7 金属くず	13.77								13.77			0.00			2.26
8 ガラスくず等	40.88								40.88			40.88			36.84
9 建設混合廃棄物(安定型)	64.51								64.51			64.51			60.48
10 建設混合廃棄物(管理型)	55.54								55.54			55.54			53.61
11 石綿含有産業廃棄物	4.35								4.35			4.35			4.23
12 廃油	0.00								0.00			0.00			0.00
13 廃アルカリ	0.00								0.00			0.00			0.00
14 廃酸	0.00								0.00			0.00			0.00
合計	6,578.74	0	0	0	0	0	0	0	6,578.74	6,016.88	0.00	561.86	0.00		512.80

【別紙資料】令和6年度目標

産業廃棄物の種類(1)排出量		(2)自ら直接再生利用した量 (t)	(3)自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量 (t)	(4)自ら中間処理した量 (t)	(5) (4)のうち 焼却を行った量 (t)	(6)自ら中間処理した後の残量 (t)	(7)自ら中間処理により減量した量 (t)	(8)自ら中間処理した後再生利用した量 (t)	(9)自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 (t)	⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 (t)				委託先による区分			⑪資源物等への処理委託量 (t)
名 称										(10)厚生利用業者への 処理委託量(t)	(11)熱回収業者への 処理委託量(t)	(12)熱回収業者以外の 熱回収業者への処理委託量 (t)	(13)その他の処理業者 への処理委託量(t)	⑬資源物等への処理委託量(t)			
1 がれき類	2,340									2,340	2,000		340	200			
2 汚泥	362								362	360			2	0			
3 廃プラスチック	30								30	0			30	30			
4 紙くず	0								0	0			0	0			
5 木くず	3,000								3,000	3,000			0	0			
6 繊維くず	0								0	0			0	0			
7 金属くず	10								10	0			10	0			
8 ガラスくず等	40								40	0			40	20			
9 建設混合廃棄物(安定型)	60								60	0			60	60			
建設混合廃棄物(暫定型)	50								50	0			50	50			
石綿含有産業廃棄物	0								0	0			0	0			
廃油	0								0	0			0	0			
廃アルカリ	0								0	0			0	0			
廃酸	0								0	0			0	0			
合計	5,892	0	0	0	0	0	0	0	5,892	5,360	0	0	532	360			